

令和2年度羽幌町環境審議会 会議録

1 開催日時

令和3年2月25日（木） 午前10時00分～午前10時50分

2 開催場所

羽幌町役場4階 大会議室

3 出席委員の氏名

(1) 出席委員 水上 博、若林 孝宗、蝦名 修、重原 伸昭、

濱野 孝、藤井 智子、岩澤 光子

(2) 欠席委員 和田 浩

4 説明のため出席した事務局職員の氏名

町長 駒井 久晃

町民課 課長 宮崎 寧大

町民課環境衛生係 係長 田中 康裕

町民課環境衛生係 主事 行町 圭太

地域振興課 課長 清水 聰志

地域振興課 係長 佐々木 慎也

5 会議の公開、非公開又は一部公開の別

公開

6 議題及び議事の要旨

議事審議の前に駒井町長よりあいさつ

(1) 羽幌町の公害の現況報告

資料に基づき事務局より一括報告。

(2) 羽幌町の小形風力発電施設の現況報告

資料に基づき事務局より一括報告。

前回の審議会における質問について、地域振興課より回答。

【質問】再生可能エネルギーを否定するわけではないが、建設しすぎるのはおかしいと思う。町として制限を設けることはできないか。また、国は申請を受けるだけで審査はしないのか。

【回答】条例において制限することは可能と考えている。国は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づいて一定の要件を満たす事業者を認可している。認定の際、市町村が策定するガイドラインを満たすかどうかは審査対象外。注意喚起が可能だがその程度にとどまる。また、同法規則では設置する市町村の条例を遵守するものであることとなっているが、実際には届出者の申し出事項に過ぎない。

【質問】町はガイドラインを満たしていない施設についてどう考えているか。

【回答】現行のガイドラインで明らかに基準を満たしていない、海岸からの距離が300m未満の施設がほとんどであり、被害があることも認識している。今後、規制の強化が必要と考えており、国と協力してすべての認定事業者へガイドラインを遵守するよう呼びかけを行っている。

【質問】ガイドラインに強制力を持たせることはできるか。

【回答】ガイドラインには強制力を持たせることはできない。条例化することで強制力を持たせることができるので、条例化を検討している。

【質問】未設の届出者に対してガイドラインを満たすような契約を結んでもらうようお願いすることはできるか。

【回答】未設の事業者及び土地所有者を確認する手段はないため、個別に事前にお願いするのは現状難しいと考えている。仮に土地所有者が判明した場合においても、どこまで踏み込めるかについては、はっきりとは申し上げられない。方法としては、町民全体あてに広報誌等での周知が考えられる。現在、検討している条例化についても、制定された場合はホームページや広報で周知したいと考えている。

以上を踏まえて、質疑応答

【質問】ガイドラインはあくまでお願いに過ぎず、基準を満たさない施設の設置を防ぐことはできないということで非常に残念。現在ガイドラインの条例化を考えているということで感謝している。しかし、条例が法律を上回る規制をかけることはできないため結局はお願いになる。現在汐見地区には37基もの風車があり、今後34基設置予定ということだが、今までさえも異様な風景である。景観条例のようなものを制定し、制限を設けることは考えられないのか。

【回答】経済産業省で認可されたものに町村条例でさらに縛りを課すことが難しい。住民の生活に影響を及ぼす危険性があるという部分に規制を掛けることができることは経済産業省と協議済みである。経済産業省の認可はあくまでも売電のための認定であるため、稼働停止はできても既に設置されたものを撤去することはできない。景観条例については、他市町村で例があるので、参

考にして検討したい。

【意見】仮に景観条例ができたとしても、申請済の施設については設置されることも考えられる。しかし、市街地区から北にかけての風景は異様なものなので、なんとか検討していただきたい。

【質問】検討中の条例は、現行のガイドラインを基にしたものか。

【回答】そのとおり。

【質問】風車が国道に近すぎると思う。以前、見たブレード落下事故のあった風車よりもさらに近くに感じるのが何基もある。条例化の際には、道度からの距離について見直してほしい。また、汐見は鳥が良く来る土地であったが、最近は見なくなってしまった。鳥が住み辛い環境というのは人にとっても良くない。風車を建てるための道路整備や、整地によって自然が失われていく。汐見地区のような海に面した草地はたくさんある環境ではない。

【回答】道路からの距離を設定するにしても、設定の根拠が必要になると思うので関係法令等を調べてどこまで拡げられるか検討したい。

【質問】今の質問に関して、自治体としてどこまで制限できるのか。強制力がないものを作っても、今までと変わらないと思う。課題がどこにあるのか説明してほしい。国レベルで対策等が必要なのか。

【回答】現状でお話しできる部分としては、ガイドラインを条例化することによってガイドラインでは違反事業者に対して、助言・指導までにとどまるが条例化すると勧告や命令、事業者名の公表ができるようになる。条例制定後に申請される風車が違反していた場合は、稼働停止させることができる。

(3) その他

【質問】前回の審議会では太陽光発電施設に関する質問もあったがその件についてはどうか

【回答】現行のガイドライン及び検討中の条例は、再生可能エネルギー発電施設等の設置に関する内容となっており太陽光発電施設も含まれている。